

沼津市学校給食物資調達の業務委託化に向けた  
サウンディング型市場調査

実施要領

令和8年6月

沼津市教育委員会

## I 沼津市の学校給食

本市では、現在、小学校21校と中学校17校が完全給食、中学校1校はミルク給食を実施しており、1日あたり計約12,000食程度の給食を調理・提供しています。

その調理・提供手法としては、自校分のみの給食調理を行う単独調理校（※1）が12校、自校分以外の給食も調理する調理校（以下「親学校（※2）」という。）が10校、調理を行わず親学校により給食配送を受ける学校（以下「子学校（※3）」という。）が13校となっています。

また、本市では、小学校、中学校それぞれの給食費単価を設定し、地域差なく給食を提供しています。

## II 沼津市における学校給食物資調達の課題

別紙1「沼津市における学校給食物資調達の現状及び課題について」を参照

### 課題① 持続可能な給食物資の調達

近年の社会情勢の変化に伴う物価の高騰や、異常な気候変動による農作物の不作、また、農業、漁業、畜産を担う生産者不足等の影響により、安定した食料調達が全国的に困難な状況のなか、本市においてもその影響を受けていることから、今後も引き続き安定した持続可能な給食物資の調達方法を検討する必要があります。

### 課題② 給食物資の調達に係る業務の見直し

給食物資の調達に係る業務については、納入事業者及び給食物資の選定、発注、支払、返品・交換対応、異物混入などの事故対応など様々です。

それら業務は煩雑であり、給食物資調達業務における職員の業務負担やコストも大きいと、業務の見直し及び効率化を図る必要があります。

## III 本調査の目的

上述の課題を解決し、今後も引き続き安全安心な給食を提供するため、安定的な給食物資調達を維持することを目的に、令和9年度より、本市が扱うすべての給食物資の調達業務を、外部委託化することを検討しています。

給食物資調達業務の委託化に向け、その実現の可否について様々な視点からのご意見や、情報収集を行う必要があるため、その一つとして民間事業者の幅広い意見を聴取することを目的に「サウンディング型市場調査（以下『サウンディング』という。）」を実施します。

- 
- ※1 単独調理校：学校の給食室で調理した給食を、当該校に提供する方式（単独調理方式）で給食を提供している学校
  - ※2 親学校：学校の給食室で調理した給食を、当該校と近隣にある他の学校に食缶等に入れて配送する方式（親子調理方式）において調理を行っている学校
  - ※3 子学校：親子調理方式において、他校で調理された給食を配送されている学校

## IV 調査内容

### 1 サウンディングの参加対象者

次の要件の全てを満たす法人又は法人のグループとします。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・参加申込書提出時点で、沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ・社会更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- ・沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- ・国税及び沼津市税を滞納していないこと。
- ・役員等に、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者がいないこと。
- ・破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

### 2 サウンディングの内容

令和9年度より、当市が扱うすべての給食物資の調達業務を外部委託とすることを検討するため、現時点で想定される下記業務内容及び別紙1に記載の沼津市の学校給食物資調達における課題等を踏まえ、別紙5にご意見等をお聞かせください。

#### (1) 調達業務内容

ア 学校給食用物資納入業者（以下『納入業者』という。）の選定

- ・納入業者の選定にあたっては、登録業者制度を設け、納入業者の資格要件を定め、安全安心な給食物資調達のため、適切な納入業者を選定する

※令和9年度及び10年度については、沼津市が令和8年度に選定した納入業者とするため、受託者が納入業者を選定するのは令和11年度以降

<参考> 別紙2「令和7・8年度 沼津市納入業者選定基準」

※令和9年度の給食物資については、令和8年度に市で選定するため、受託者が給食物資を選定するのは令和10年度物資から

#### イ 給食物資の選定及び登録

- ・ 沼津市が規定する学校給食用物資選定基準に基づき選定する
- ・ 選定した給食物資情報（品名、単価、規格、栄養価、アレルギー、原材料名、メーカー名等）は各調理場の発注者が使用する給食管理システムに入力する

※安全安心で安価な給食物資を選定

※出来る限り地場産物を優先して選定

※給食物資単価は、原則、市内全校において統一単価

<参考> 別紙2「令和8年度 沼津市給食物資の選定基準」

#### ウ 給食物資の発注

- ・ 各調理場の発注者が使用する給食管理システムから出される発注書に基づき、受託者が各納入業者へ発注を行う

#### エ 給食物資の発注変更

- ・ 各調理場の発注者の申し出により、受託者が各納入業者へ発注の変更を行う

#### オ 給食物資の納品

- ・ 各調理場の指定する時間に給食物資を納品する

#### カ 給食物資の破損、発注誤り、異物混入等の事故対応

- ・ 各調理場から、給食物資の破損、発注誤り、異物混入等の連絡があった場合は、返品・交換・異物の原因究明等、適切に対応する

#### キ 給食物資代金の請求・支払

- ・ 沼津市へ月末締で給食物資代金を請求する
- ・ 各納入業者からの請求に対し適切に支払う

#### ク その他、ア～クに付帯する業務

(2) 委託契約期間 1年ごとの契約（4月から翌年3月まで）

## V サウンディングの手続き

### 1 質問の受付・回答

本調査に関する質問等がある場合は、質問書（任意様式）を提出先へ電子メールにて提出してください。なお、質問書には、法人名、担当者の部署・氏名、連絡先を必ず記入し、電子メールの件名は「【沼津市学校給食】サウンディング調査質問事項の送付（法人名）」としてください。

#### (1) 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和8年6月5日（金）午後5時まで

#### (2) 提出先

「Ⅷ 問い合わせ先」のとおり

### (3) 回答

質問等に対する回答については、電子メールで回答します。なお、問合せが多い質問等については、市のホームページにて順次公表する予定です。  
※質問等の内容によっては、お答えできない場合もありますので、ご了承ください。

## 2 サウンディングの参加申込

サウンディングへの参加を希望する場合は、別紙3及び別紙4に必要事項を記入し、提出先へ電子メールにてご提出ください。なお、電子メールの件名は「【沼津市学校給食】サウンディング調査参加申込（法人名）」としてください。

### (1) 受付期間

令和8年6月3日（水）～令和8年6月17日（水）午後5時まで

### (2) 提出先

「Ⅷ 問い合わせ先」のとおり

## 3 サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込をいただいた法人又は法人のグループの担当者あてに、実施日時及び場所を電子メールにて連絡します。希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## 4 対話シートの提出

サウンディング実施日の2日前（土日祝を除く）までに、別紙5について、回答を記入の上、提出先へ電子メールにてご提出ください。電子メールの件名は「【沼津市学校給食】サウンディング調査・調査票提出（法人名）」としてください。なお、別紙5のすべての項目に対して回答することは求めません。

## 5 サウンディングの実施

### (1) 実施期間

令和8年6月8日（月）～6月30日（火）午後5時まで

### (2) 所用時間

1～2時間程度

### (3) 実施方法

対面又はオンライン会議

※対面の場合は、沼津市教育委員会にて実施します。

#### (4) その他

- ・サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。
- ・サウンディングの実施に際して、特に資料提出は求めませんが、説明のために必要な場合には、本市への提出分として計5部ご用意ください。

### 6 サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。参加者の名称は公表せず、参加者のアイデア及びノウハウの保護に配慮し、公表に当たっては、事前に参加者へ内容の確認を行います。

## VI 留意事項

### 1 参加者の取扱い

本調査の実施結果については、今後の沼津市における持続可能な学校給食提供の在り方に関する検討等において参考とさせていただきますが、本調査への参加実績は、事業者の公募・選定等を行うことになった場合の評価対象とはなりません。

### 2 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

### 3 追加調査への協力

サウンディング終了後も、必要に応じて追加ヒアリング等を実施する場合があります。その際にはご協力をお願いいたします。

### 4 サウンディング内容に関する秘密保持

申込者は、サウンディングにおける対話事項及び当日の対話内容は、秘密として保持し、関係者以外への対話内容の公開は禁止します。また、別紙3の提出をもって、本実施要領記載の内容について了解したものとします。

## VII 資料

- ・別紙1 沼津市における学校給食物資調達の実状及び課題について
- ・別紙2 令和7・8年度納入業者選定基準及び令和8年度沼津市給食物資の選定基準
- ・別紙3 サウンディング参加申込書
- ・別紙4 サウンディング参加希望日時等調査シート
- ・別紙5 対話シート

## **Ⅷ 問い合わせ先**

沼津市教育委員会 学校施設課 学校給食室 担当者：和氣

住所：〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号

電話：055-934-2548、F A X：055-931-8977

電子メールアドレス：gaku-kyushoku@city.numazu.lg.jp